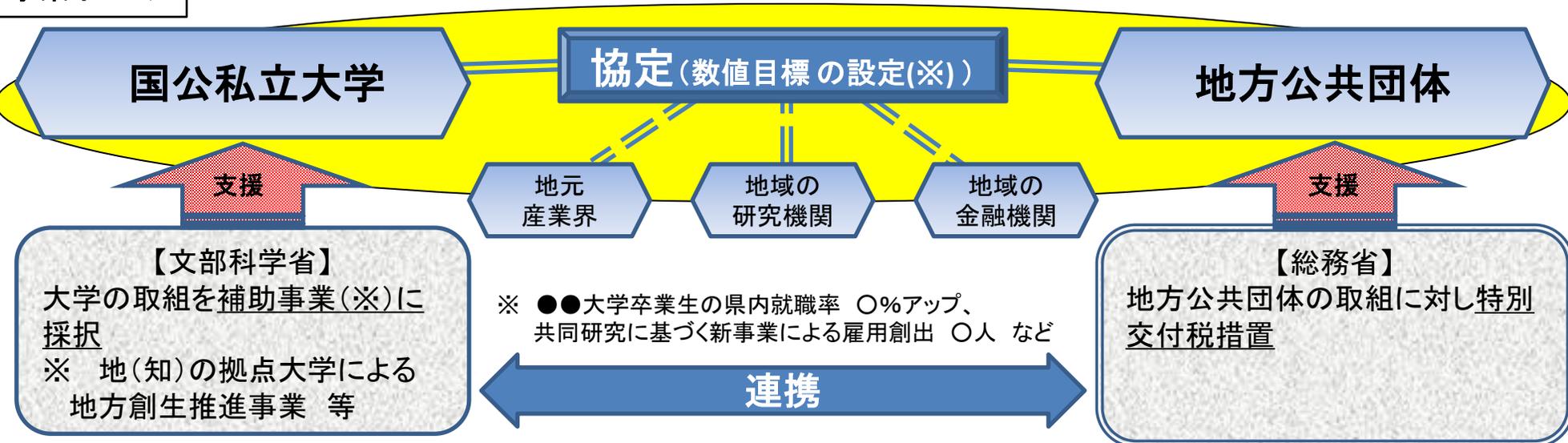


## 事業イメージ



## 【取組例】

大学等の取組	地方公共団体の取組
<b>【取組例1:入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進</b>	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する)	受講スペースの提供、通信費等増高経費の一部負担等を実施
<b>【取組例2:就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化</b>	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
<b>【取組例3:産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興</b>	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	地方公共団体設立の研究施設(例:産業技術センター)による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援(物産展への出品等)、マーケティング支援等を実施

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、別途総務省が示す要綱に基づく取組の場合は特別交付税措置

# 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱（概要）

## 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱について

（平成27年4月10日付 自治財政局長通知（総財務第89号））

### 1. 趣旨

大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要であることから、総務省と文部科学省で連携し、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の積極的な推進を図る。

### 2. 取組の概要

地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して行う雇用創出・若者定着の取組について、地方公共団体が意欲的・積極的に実施できるよう、総務省と文部科学省が連携して必要な支援を行う。

### 3. 対象 ※以下の（１）～（４）の要件の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じる。

（１）地方公共団体と大学等の間で協定を締結した取組であること

ア 大学等とは、大学、短期大学、高等専門学校をいう。

イ 協定とは、地方公共団体と大学等が取組を行うにあたり、合意を得た事項を定めた書面をいう。

→ 具体的な数値目標、成果の検証等の記載が必要

（２）雇用創出・若者定着に係る取組であること

進学時、在学時又は就職時の学生への直接的な働きかけ、定住して働くことのできる雇用を創出する取組であること。

（３）大学等の取組が文部科学省の補助事業に採択されたものであること

文部科学省の補助事業「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」又は「大学教育再生加速プログラム」に採択されたものであること。

（４）地方版総合戦略について

地方公共団体の取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略に位置付けられたものである必要がある。

### 4. 地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組

地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組については、「3. 対象」にかかわらず、「3. 対象」の（１）、（２）及び（４）を満たす場合には、財政措置の対象とする。

# 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱について

(平成27年4月10日付 自治財政局長通知(総財務第89号))

## 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進に係る特別交付税措置について

### (1) 特別交付税措置の対象となる取組及び経費の例は以下のとおり

大学等の取組	地方公共団体の取組 ※〔 〕内は想定される経費
ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する)	・受講スペースの提供〔施設の借り上げ費〕 ・通信費等増嵩経費の一部負担〔通信費〕 等を実施
地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)	・大学や地元企業間の連絡調整 〔関係者間の調整に係る旅費、資料作成費〕 ・インターン先企業の開拓 〔企業訪問に係る旅費〕 ・インターンシップ生の受入れ 〔インターンシップ生の旅費、宿泊費〕 ・地元産業界から大学への講師派遣支援 〔講師の派遣費〕 等を実施
地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	・地方公共団体設立の研究施設(例:産業技術センター)による共同研究 〔共同研究経費〕 ・研究開発委託 〔大学への研究費の支援〕 ・大学や地元企業間の連絡調整 〔関係者間の調整に係る旅費、資料作成費〕 ・販路開拓の支援(物産展への出品等) 〔旅費、広報費、会場借り上げ費〕 ・マーケティング支援 〔マーケティングのための委託調査費〕 等を実施

### (2) 措置率

0.8 (ただし、地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じるものであること。)

### (3) 措置上限額

一団体あたり1,200万円を上限とする。(ただし、地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組については、2,400万円を上限とする。)